

受付番号	平成27年 第 6 号
受付日	平成27年10月14日
質問者	藤 田 真 信 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成27年11月 9日
担 当 部 局：総務部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく藤田真信議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

(1)平成27年8月定例会月議会決算常任委員会全体会における女性登用についての総務部長の答弁中、「結果として数字に表れる」との回答は、25%という目標設定をしている「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」の積極的な政策と矛盾していると考えますが如何か。

(2)今後、このままの状況が続けば、2020年の目標達成は困難であると推察されるが、目標達成の為の具体的な仕組みづくりについて、検討はしないのか。

例えば、政策決定に女性の視点を重視すべきと考えられる役職に女性枠を設けるクォータ制などの導入は、検討できないか。

■答弁

(1)決算常任委員会全体会で答弁しましたとおり、男女共同参画社会の実現という観点で、市職員の女性登用については、非常に重要であるとの認識をしています。

そのため、議員からご指摘いただきました通り、「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」において、市の女性管理職の割合を2020年に25%を達成するという目標数値を定め、その達成に向けて努力を続けてきております。

言うまでもなく市職員の配置については、その性別に関係なく職員個人の能力、適性、経験を基に、組織全体として適正で公正なものでなければならぬと考えており、その結果が、市民サービスや満足度の向上につながるものと考えております。

その中で、管理職への女性登用を進めるため、幅広い職務経験を積むための職域を拡大した人事配置を行うほか、日常業務においても責任ある職務を与え、より高い意識を持つよう指導を行うことにより、職員個々の職務経験や能力向上に努めています。

今回、ご質問いただきました決算常任委員会全体会での答弁中の「結果として」との発言の主旨につきましては、このように、女性に対して積極的に機会を与え、その評価を公正に行うことで任用を行うというサイクルを継続した結果として、目標とする数値を達成していこうというものであり、積極的推進の方向性に矛盾するものではありません。

(2)地方公務員の配置につきましては、地方公務員法に「平等取り扱いの原則」や「任用の根本基準」などが定められており、議員からご紹介のありましたクォータ制の導入につきましては、現時点では慎重にならざるを得ないと考えております。

しかしながら、先にも述べました通り女性登用の重要性の認識から、これまでも部長級の職や、課長ポスト、地区市民センター館長など、その職域拡大を進めてまいりましたが、さらに女性として活かせるポストのあり方を含め検討を進めてまいりたいと考えております。

また、今後におきましても、女性の職域の更なる拡大とともに職務経験や能力向上に努め、男女共同参画社会の実現に向け、女性登用に意を配してまいります。